

国立大学法人福井大学の研究費等の適正な管理に関する基本方針

平成 26 年 9 月 24 日制定

学長裁定

令和 3 年 4 月 1 日改正

国立大学法人福井大学（以下「本学」という。）では、国立大学法人福井大学における研究費等の取扱いに関する規則（平成 19 年福大規則第 17 号）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定）を踏まえて、本学における公的研究費及びその他本学の資金（以下「研究費等」という。）の適正な運営・管理のために、以下のとおり取り組むものとする。

1. 責任体系の明確化

研究費不正の根絶を実現するために、最高管理責任者の強力なリーダーシップの下、大学全体で取り組み、最高管理責任者が不正防止に向けた取組を促すなど、構成員の意識の向上と浸透を図る。

また、監事は、本学の業務運営等を監査し、学長に直接意見を述べる立場にあることから、研究費等の運営・管理についても重要な監査対象とする。

研究費等の運営・管理を適正に行うために不正防止対策に関して本学の内外に責任を持ち、積極的に推進して、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を本学の内外に周知・公表する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正が行われる可能性が常にあるという前提の下に、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施して、不正の発生を防止する。

4. 研究費等の適正な運営・管理活動

適正な予算執行を行い、取引業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを導入して管理する。また、研究費の執行に関する書類やデータ等を本学の定めた期間保存し、後日の検証を受けられるようにする。

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

研究費等の使用に関するルール等について、本学の内外からの相談を受け付ける窓口を設置するとともに、研究費等の不正への取組に関する本学の方針等を外部に公表する。

6. モニタリング

不正の発生の可能性を最小にすることを旨とし、本学全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。